

会議名称	平成20年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成21年2月23日(月) 14時00分～16時30分	
場所	杉並区役所 第5・6会議室 (西棟6階)	
	委員	江藤会長、井上委員、柴田委員、菅沼委員、夏目委員、藤本委員、森村委員、柳澤委員、大槻委員、奥山委員、斉藤委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	末久障害者生活支援課長、本木住宅課長、齋木まちづくり推進課長、森山ごみ減量担当課長、大井定額給付金対策担当課長、森区民課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、与島区長室長、有坂情報システム課長、中島法規担当課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	・平成20年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成20年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 平成20年度第4回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第26号	平成21年度 中央電算処理年間運営計画(概要)	報告了承
諮問第44号	身体障害者通所施設施設利用に関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第45号	身体障害者通所施設実習生受け入れに関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第46号	身体障害者通所施設行事・訓練に関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第47号	身体障害者通所施設ボランティアに関する業務の外部委託について(新規)	答申
報告第27号	高齢者住宅・借り上げアパートの提供に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第48号	区営住宅管理システムに記録する個人情報の項目について(追加)	答申
報告第28号	区立庭園施設の貸出・利用に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第49号	区立庭園施設の貸出・利用に関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第50号	角川庭園詩歌室等利用者等データ管理システムに記録する個人情報の項目について(新規)	答申

(次頁へ続く)

報告第 29 号	資源持ち去り行為の取締りに関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 51 号	資源持ち去り行為の取締りに関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	答 申
諮問第 52 号	資源持ち去り行為の取締りに関する業務の外部提供について（新規）	答 申
諮問第 53 号	資源持ち去り行為の取締りに関する業務データ管理システムに記録する個人情報の項目について（新規）	答 申
報告第 30 号	定額給付金給付等に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 54 号	定額給付金給付等に関する業務の外部委託について（新規）	答 申
諮問第 55 号	定額給付金給付等に関する業務の外部委託について（新規）	答 申
諮問第 56 号	定額給付金給付等に関する業務の目的外利用について（新規）	答 申
諮問第 57 号	定額給付金給付等に関する業務の目的外利用について（新規）	答 申
諮問第 58 号	定額給付金給付等に関する業務の目的外利用について（新規）	答 申
諮問第 59 号	定額給付金給付等に関する業務の目的外利用について（新規）	答 申
諮問第 60 号	定額給付金給付等に関する業務の目的外利用について（新規）	答 申
諮問第 61 号	定額給付金給付等データ管理システム記録する個人情報の項目について（新規）	答 申
報告第 31 号	住民基本台帳管理に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 32 号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について（新規）	報告了承
報告第 33 号	住民基本台帳ネットワークシステムに記録する個人情報の項目について（追加・変更）	報告了承
報告第 34 号	住民基本台帳事務処理システムに記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
報告第 35 号	公的個人認証サービスに関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 36 号	公的個人認証サービスに関する業務の外部結合について（新規）	報告了承
一般報告	住基ネット業務の運用状況等について	報告了承

会長	それではご多忙のところ、また雨の降っているところをご出席いただきまして、ありがとうございます。平成 20 年度第 5 回情報公開・個人情報保護審議会を開会します。
区長室長	本日都合により欠席される委員をお知らせします。大橋委員、富岡委員、高橋委員の 3 名からご欠席の連絡をいただいています。
会長	議事に入ります。審議の進め方ですが、区議会との関連で審議が長引いているために、都市整備部環境清掃部の案件の報告の 27 から 29、諮問の 48 から 53 を繰り下げるということで、次のブロックと順序を入れ換えて審議をします。区長室長から説明をお願いします。
区長室長	～ 諮問分を読み上げ、会長に手渡しする～
	( 諮問文を手渡す )
会長	前回の会議録の確定をしたいのですが、前回の会議録についての訂正箇所、ご意見等がありますか。
法規担当課長	事務局からです。16 ページの左側の枠で 1 つめの枠が空白で、次に委員、地域安全担当課長、委員、地域安全担当課長の枠と続きますが、2 つ目の地域安全担当課長の枠の 3 行目です。「そういうところが映る」と書いてありますが、この「映る」は「写る」という字ですので、ご訂正をお願いします。それから「場合は」とありまして、その下も「写る」ですので、ご訂正をお願いします。以上 2 か所です。
会長	ほかにございますか。ございませんようですので、前回会議録は確定とします。 審議に入ります。最初に報告 26 号、諮問 44 号から諮問 47 号です。事務局から一括して説明をお願いします。
<b>報告第 26 号、諮問第 44 号、諮問第 45 号、諮問第 46 号、諮問第 47 号</b>	
情報システム課長	報告第 26 号、諮問第 44 号、諮問第 45 号、諮問第 46 号、諮問第 47 号について説明する。
会長	ご質問、ご意見はございますか。
委員	意見です。他の市の例ですが、身体障害者の施設等で、ボランティアの方がだいぶ活躍されています。その方々がそこに通っている方々のデータをパソコンに入れまして、それが結果的に Winny で外部に流れたという例が起きています。 ボランティアの方は管理しにくい面もあるのですが、ボランティアの方に名簿を渡すとしたら紙の名簿でお渡しいただきたいと思います。電子データで渡しますと、私物のパソコンに入れる可能性が高いわけです。そうすると Winny で流れてしまうことが起きますので、名簿の渡し方、個人情報の保護のあり方については、念には念を入れて、実情に合った形で管理をしていただくようお願いしたいと思っています。
会長	他にございますか。
委員	関連してですが、外部委託の条件として 10 項目があり、外部に持ち出して情報が流出するケースが多いわけです。その場合に、外部持出し禁止という意味合いのことは、10 項目の条件のどれに該当するのですか。

障害者生活支援課長	「個人情報の適切な管理」という項目でこれについては、基本的に外部情報の持出しは禁止になっているので、そちらで対応できます。
委員	10項目の何番目になりますか。
障害者生活支援課長	1番最初の「 」の「個人情報の適切な管理」になります。
委員	私もそこに含まれると思っていましたが、もっと具体的に整理して、委託条件に付記したほうが、より明確になるのではないかと思います。それで責任を追及できる体制が取れるのではないかと思いますので、その辺の見解はいかがですか。
情報システム課長	外部委託に関しては、「個人情報に係る外部契約委託仕様書の特記ガイドライン」があります。委員のご指摘いただいている項目は、その特記ガイドラインの中に具体的な記述がございます。 いまご指摘いただいた点についても、契約の際には、特記ガイドラインに基づいて契約をしていますので、ご指摘いただいているとおりの形式をとっております。
委員	お言葉を返すようですが、我々が諮問する場合、「個人情報の適切な管理と監督及び指導」というように、もっと具体的に出していただいたほうがより分かりやすいわけです。我々には手元に詳細なものがないので、もっと適切な表現でおやりになったほうが、よりはっきりするのではないかと思います。
法規担当課長	ご指摘よく承知しました。次回はガイドラインか何かをすぐに参照できるような形を取りたいと思います。なお、ガイドラインのうち、1点目の「個人情報の適切な管理」が6項目ありまして、それぞれの委託契約に即していろいろな形があると思います。最低限として、「個人情報を保管している事業所から個人情報を持ち出す場合には、盗難防止に努めること」ということで、留意点としての項目に挙がっています。次回からはお手元に行くようにしたいと思います。
会長	他にございますでしょうか。特にご意見、ご質問がないようですので、報告26号については報告を受けたことにしまして、諮問44号から諮問47号については、決定とします。 次に報告30号、諮問54号から諮問61号です。
<b>報告第30号、諮問第54号、諮問第55号、諮問第56号、 諮問第57号、諮問第58号、諮問第59号、諮問第60号、諮問第61号</b>	
法規担当課長	報告第30号、諮問第54号から諮問第61号までについて説明する。
会長	ご質問、ご意見はございますか。
委員	特にいま問題になっているのは住所不定者です。簡単に言えば、ホームレス、ネットカフェ難民です。そういう方に対する対応は各自治体によって違うと思うのですが、杉並区としてはどのような対策を考えているのでしょうか。
定額給付金対策担当課長	定額給付金、子育て支援特別手当については、すでにマスコミ等で報道されているように、2月1日に杉並区に住民登録のある方を原則にして、その後転出したり、ある程度の異動の方も対象としています。 例えばネットカフェというように、住所不定といった部分については、

	<p>「定額給付金を給付するために住所の認定を緩やかにして、それを救済していく」という考え方は、原則としてはありません。あくまでも2月1日現在に住民票がなかった方については、その後きちんとした住民登録地なり、住所として認定できるようなところに、住民基本台帳の手続きを取って住所を認定し、そこで定額給付金の対象者ということで、対応していきたいと基本的には考えています。</p>
委員	<p>例えば支援団体が肩代わりして、住所地为1か所決めて、そこに住所登録するという形でも承認になるわけですか。</p>
定額給付金対策担当課長	<p>今回の定額給付金については、世帯主が受給権者と言いますか、請求できることになっています。杉並区の場合は郵送方式ということで、口座振込みを原則として考えていまして、一部口座のない方等について、窓口現金給付も例外的な対応として考えています。ある施設で代表の方が、住所不定の方等の面倒を見て、住所認定できるように住居を与えるという場合も、あくまでも当人を世帯主という形で支給の手続きを取っていきます。そのため、個別にその方が住所認定としてきちんと登録することが可能か、ということ踏まえた上で、定額給付金の対象と考えていきます。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>今の質問にありましたけれども、今回定額給付金を支給する相手ですが、住民登録のある人に限ると聞こえました。それを根拠づけている法令を教えてください。</p>
定額給付金対策担当課長	<p>今回の定額給付金については、特に法令を根拠にするものではありません。国の生活経済の対策として、第2次補正予算が成立しまして、その国庫補助に基づいて、国の国庫補助の要綱というか、補助金の要綱の中で一定の基準が示されています。それを受けて、区としては要綱という形で、いま制定の準備をしていますが、それを制定して給付金を支給していきたいと考えています。</p>
委員	<p>今おっしゃった国の要綱ですが、その中には「住民登録のある方に限り、それに従って給付する」ということが書かれているのですか。</p>
定額給付金対策担当課長	<p>補助金の交付要綱で、「対象者」という記述がありまして、基本的には2月1日現在、各自治体に住民登録のある方を対象にしています。</p> <p>ただ、その後住所異動など、転入、転出があったりということで、例えば2月1日に生まれたのですが、出生の届けに一定の期間がかかるので、そういった異動のケースをどのような形で拾っていくのか。そういう基準について、国のほうで示しています。この定額給付金という事業については、各自治体間での不公平がないように、全国で公平に事務が行われていく必要があるという観点でも、国の示した要綱を一定の基準として区でも取扱基準を定め、この定めに基づいて事務をすすめていきたいと考えています。</p>
委員	<p>ご答弁が長かったので、私が何を聞いたのか、何を聞いたか分らなくなりましたが、私が初めに聞いたのは、国の要綱のことを言及されましたが、それは法令にそのように書かれているのか。住民票のある人にしか配ってはいけない、という法令になっているのかを聞きたいの</p>

	です。
定額給付金対策担当課長	それを規定する法令はありません。
委員	そうですね。つまりこれは自治事務ですから、国が要綱といっても、通知の類であって、必ずそれに従わなければならないという義務はないはずです。そうですね、自治事務ですね。
定額給付金対策担当課長	自治事務です。
委員	いま公平ということを言われましたが、今回は自分の居場所という個人情報を提供することが、ご本人にとってもメリットがあると、区もそう考えているのだと思うのです。だからこそ、例えば住民票だけでは探せない人、つまり住民登録がないところの老健の施設にいらっしゃるとか、特養に入っている方とか、そういう方々のためには、そういった区が持っている情報を使ってでも、何とかして届けようとしているという趣旨ですね。公平というのはそういうことですね。
定額給付金対策担当課長	はい。
委員	確認しますが、まさか杉並区に住んでいるホームレスの方は定額給付金がもらえるけれども、ほかの自治体のホームレスはもらえないから、それでは不公平だから、杉並区のホームレスも同じようにももらえないようにしようという、そういうことは公平ではないですね。
定額給付金対策担当課長	あくまでも2月1日現在に住民登録があるという住所要件を基に、給付金の対象者と考えています。
委員	<p>本当は長くやりたいのですが、つまり住所とは何かという話をし出すと非常に難しいですから、ご存じのとおり、大阪のほうで公園に住所地を定めることを地裁が認めたということもあります。その話をすると長くなるのでやめますが、少なくとも給付金が支給されることが、ご本人にとってメリットであるならば、その公平ということを考えて、できる限りの手を尽くしていただきたいと思います。審議会でするので、これでやめておきます。他は場面を変えて言います。</p> <p>ただ1つだけ言うならば、先ほど「あるところに住所を定めることはできないか」というご質問がありました。それで申し上げますと、例えばホームレスに対しては、東京都と区の政策で、緊急一時保護センター、自立支援センターがありますが、自立支援センターのほうには住民票を定めることができるのです。それと同じようなことはできるのではないですか。例えば杉並区には、まさに杉並寮があります。あれは自立支援センターです。あそこに住民票を定めることにおいて、つまり今回の政策の目的からいうなら、そしてまたこれが自治事務であることを考えるならば、決してそれは間違ったことではないし、むしろそのほうが政策の意図にかなっていると思います。私はそうする事が、個人の大切な住民票、住所というものを杉並区はきちんと把握していることになる。本籍のように、ただどこかに登録しているというのではなくて、住民票というのは、現実に人が</p>

	<p>いらっしゃること、これは住基法にも書いてありますよね。本人がそこに住んでいるのだから、むしろ職権でもってそれを正しく変えなければいけないと、それが住基法の本質ですね。</p> <p>だとするならば、私も何人かホームレスのお知合いがいますが、その方々は電話がないから、私が出向きますが、行けばたいいは会えるのです。居る所は分かっている訳です。ご本人はずっとそこに10何年も住んでいるのです。それは屋根のない所かもしれないけれども。であるならば、例えば杉並区にある杉並寮を利用するなりして、住民登録をしていただくというのは、全然問題ないと思いますが、どうですか。</p>
会長	それはご意見で、審議会で決めることではないですよ。
委員	住所の登録ということで聞きたいのです。
定額給付金対策担当課長	今、委員が事例として挙げられましたが、いま現に杉並区内の施設に住民票の登録を行っているということは、住民基本台帳法の中で手続きとして認定を受けているので、それに倣った形で考えていきたいと思っています。
委員	また引き続き大切な問題があるので続けます。口座番号です。口座番号を知らせるのは抵抗のある方は多いと思うのですが、それを知らせないと定額給付金をもらえないとなっているのかどうか。もしそうだとするならば、その法令根拠を教えてください。
定額給付金対策担当課長	定額給付金につきましては、郵送申請方式を原則とします。ただ、口座をお持ちでない方もいらっしゃると思いますので、そういった方については現金での給付の窓口も設けていきたいと考えています。ご質問の法令根拠についてですが、先ほど申しましたように根拠法令はございません。
委員	電話番号は何に使うのでしょうか、これも必須条件ですか。
定額給付金対策担当課長	区に申請書類をお出しいただいた後のこちらの問合せ等については、振込め詐欺といった問題もありますので、原則として電話照会によることは考えていません。何らかの形で、郵送する方法で、疑義のないように、また区民の皆さんの誤解のないような形で考えていますが、万が一緊急的に電話で済むような特例的なケースも想定されますので、連絡先としての電話番号は本人同意の形で収集していきたいと考えています。
委員	口座を持ってない人だっているのです。本人に渡さなければいけないのですが、本人を証明できるようなもの、その人に交付すべきであるという確認出来るもの、例えば身分証明書を出してくださいと言われて、身分証明のない人も印鑑証明や健康保険とか、あるいは写真つきの書類等で確認出来れば、交付してもいいのではないですか。
定額給付金対策担当課長	定額給付金の申請に当たりましては、郵送方式または窓口での対応の場合においても、本人確認資料の提出ということで、それを求めていきたいと考えています。
委員	今日ここでOKになって始まるのですが、いつ頃までに給付の仕事は終わるのでしょうか。それと、終わったあとのデータはどのようになるのでしょうか。
定額給付金対策担当	今後の定額給付金の事務スケジュールですが、今回の議会に補正予算を

課長	<p>計上させていただいていまして、ご審議いただきます。議決が終わりましたら、3月13日が最終日ですので、翌週の3月16日ぐらいから、諸々の業務委託等の契約等もありますので、そういった具体的な事務に着手していきたいと考えています。</p> <p>まだ事業者とのスケジュールの調整もしながら、また金融機関の口座の振込みの調整もしながら進めているところですが、概ね4月下旬ぐらいを1つの目途にして、申請書を区民の皆様にお送りしていきたいと考えています。</p>
委員	終わったあとのデータはどうなりますか。
定額給付金対策担当 課長	大量の書類が我々の手元に残るので、それは区の文書保存の基準の中で保存していきます。また、パソコンで管理する進行管理のデータ等については、事業者が抹消します。最終的に必要なリスト等最低限のもの、つまり、国の補助金の手続きに必要なものだけの引渡しを受けて、その後区においてすべて廃棄することを考えています。
委員	何点が聞きたいのですが、いただくには結構面倒くさい書類を提出しなくてはいけないのですが、これですと、よくあるクレジットカードを申し込むときと同じようなパターンだと思いました。まず、通帳のコピーは何のために要るのでしょうか。そして、どの部分が要るのでしょうか。
定額給付金対策担当 課長	今回の定額給付金の給付については、口座振込みを原則にしています。口座の銀行コード、支店コード、口座番号を間違いなくデータとして作るために、ご本人申請の記入ミス等も防ぎ、データのエラーを最小限にして、出来るだけ速やかに事務を進めたいということで、区民の皆さんのお手を患わせませんが、通帳の写しの添付をしていただきたいと思いますと考えています。
委員	21ページの情報ですが、印影、印鑑は何のためなのでしょう。それから、これは銀行届印でなければいけないのでしょうか。
定額給付金対策担当 課長	印鑑については、定額給付金の申請行為ということでの、世帯主ご本人の印鑑をいただきたいと考えています。
委員	申請書に印がいますか。
定額給付金対策担当 課長	そうです。
委員	銀行口座とは関係ないのですか。
定額給付金対策担当 課長	はい。
委員	<p>書類が不備な人が出そうな、特に年配の人はそういう気がするのですが、大丈夫でしょうか。これが無いとか、何かを忘れたとか、例えば通帳のコピーというのは、表面だけをコピーして、番号などが書いてなかったりすると意味がないと思うのですが。それが郵便だけのやり取りでいけると感触をお持ちのようですが、その辺の見通しはどのようなのでしょうか。</p> <p>それと、そのチェックをするのは、20ページの基本事務処理フロー(案)のにある「業務委託又は派遣」というところになるのでしょうか。その辺はどこでやるのでしょうか。</p>
定額給付金対策担当	書類が多いのではないかとのご指摘ですが、ある意味では事務を正確

課長	<p>に行うため、区民の皆様書類のご提出を求めていきたいと考えています。30万世帯という大量な申請の中で、そういった書類の不備も想定をしまして、それについてはどのように対応をしていくか、事務処理の要領や、対応策の詳細の検討をしています。できるだけ区民の皆様のお手を煩わせない形で考えていきたいと思っています。</p> <p>申請書類の内容確認、30万件が郵便局を通じて一斉に配付されるわけですが、わりと早い時期に多く返ってくるのではないかと想定しています。そのためどうしても業務委託という形で、外部の力を借りざるを得ないということで、外部委託を想定しています。</p> <p>場所としては、区内の施設で、研修や会議室として使用している能力開発センターの3階から5階を、5、6月を調整し、確保しているところです。</p>
委員	<p>電話などで「この書類が足りないのですが」とかいうと思うのですが、それがきちんと伝わるかどうかということで、結局「通帳とこれを持って来てください」と言う方が、話が早いようなパターンが続出するような気もしないこともないのですが、その辺の考え方を聞かせてください。</p> <p>最後に「お金が入りましたよ」という通知を出すようですが、これはどのようにやるのですか。</p>
定額給付金対策担当 課長	<p>前段の、こちらから電話をして来ていただいたほうが話が早いというご意見ですが、基本的には振込め詐欺等の危機管理上の対応策も考慮が必要ですので、原則としては郵送で、何らかの形で再度ご提出をお願いしたいと考えています。</p> <p>それから、区民の皆様からご申請をいただいた後、指定金融機関のみずほ銀行を通じてきちんと処理された段階で、区民の皆様「手続きが終わりまして、口座の振込みをしました」という通知をお送りする予定です。</p>
委員	郵便ですか。
定額給付金対策担当 課長	はい。
委員	<p>意見です。先ほどから20ページを眺めているのですが、大変なお仕事だなと思うのです。成否を決めるのは、各工程におけるチェック体制がどう組まれることかのようなのです。</p> <p>例えば住民基本台帳は個人単位でやられているのを、世帯単位にまとめて、しかも様々な世帯の状況、今ご質問のあった口座振込みのデータまで組み合わせていかなければいけない。それが正しく組み合わせられるかどうか。その過程で、それぞれチェックがなされなくてはいけないと思うのです。</p> <p>それから、いつも考えるのですが、封入・封緘で発送されるのですが、これは甘く見ると、とんでもないしっぺ返しを受けるわけです。ご存じのプライバシーマークを取っている優良企業の関係データを見ても、2005年のデータですが、情報漏洩の中で誤配送が71.5%です。非常に誤配送が起きやすい業務なのです。それでも封入・封緘の時にきちんとチェックをして、間違いなくお送りすることが必要です。もしこれが他の方に送られたら、世帯構成まで全部裸になって見えてしまうので、他の業務以上に慎重</p>

	に、チェック体制を組んでやっていただくことが大事ではないかと思うのです。是非その点で、個人情報保護の観点からも、しっかりやっていただきたいと思います。
会長	他にございますか。
委員	口座をお持ちでない方の場合は窓口でということですが、窓口というのは本庁のみなのでしょうか。
定額給付金対策担当課長	全体的な数字からすると、さほど大きな数字ではないと想定してまして、現金の管理上の問題もありますので、本庁の中に窓口を開設して対応したいと考えています。
委員	今お話を伺うと業務も大変な状況だと思うのですが、先ほど別の委員からも、コピーを取る等いろいろな準備が様々あると。成人の人たちも大変だなと。これがお年寄りの方々ではなおさらであると思います。何を留意してください、何を書いてくださいということについて、以前の後期高齢者制度のときには、役所が用意した冊子の字が非常に小さくて、私が読んでいても何が書いてあるのかわからない、非常に不評でした。私どもも舛添大臣に文句を言ったぐらいでした。そこをどのようにされるのでしょうか。そこで混乱しますと、かなりの負担が来ることが想定されるので、そこを教えていただけますか。
定額給付金対策担当課長	委員がご指摘のように、全区民を対象にした案内書の発送になりますので、コールセンター等への問合せも、基本的な書き方等についての問合せが一番多いと見込んでいます。その辺については、文字の大きさやイラスト等でわかりやすさに十分配慮をした案内文を同封していきたいと考えています。 また、ある時期になりましたら、広報でも特集号を組みまして、しっかりとした周知を図っていきたいと考えています。
委員	そういったご答弁をいただいてありがたいと思っています。絵などはふんだんに使っていただきたいのと、昨今、区の事務の中で私も区民の方から伺っている声としては、バラエティーにしようとして特に文字の色が薄めだったりすると、高齢者の方は識別がしにくいという話を随分伺っています。お年寄りからは格好つけなくてもいいから、内容がきちんとわかるものにしてほしいという声をいただいていますので、ここは意見ですが、事務が円滑に進むような分かりやすいものをご用意していただければと思います。
委員	定額給付金の通知が来て、入っている申請書に書き込んで、その申請書を送るわけですよね。申請書を送らなければどうなるのですか。
定額給付金対策担当課長	今回、申請があって初めて受給権が発生するという仕組みを考えてまして、辞退届を出すということではなく、申請がなければ辞退ということになります。
委員	例えば高齢の方で、これが何だか分からなかったとか、開けなかったとか、長期出張でいらっしゃらなかったとか、そういうこともたまにはあると思うのですが、そういう場合は「どうしましょうか」と聞くわけではないのですか。

定額給付金対策担当課長	申請の受付を開始してから、6カ月の申請期限を設けて、申請を行っていただくと考えています。一定時期、8、9月以降に申請のない方については、こちらから勧奨というか、「ご覧になっていますか」という念押しをするようなご案内もする予定です。
委員	口座番号についてですが、「この目的以外に使わない」と考えているのでしょうか。と言うのは、例えばその方が税金を滞納していれば、区はそれを差押えなりして納入させねばならない義務がありますよね。定額給付金自体は差し押さえない、そういう性格のものではないとこの前答弁もしていましたし、国も言っていますが、口座の中に入ってしまうと、お金に色は付いていないのでわかりません。ですから、そういうことを知っている人は、口座番号を書いたらすぐに差押えがくるのではないかと、という人もいるかもしれません。どのように対処なさるのでしょうか。
定額給付金対策担当課長	区民の皆様にも申請書の書類の中のご案内する予定ですが、個人情報ですので、この業務以外には一切活用しない旨も、申請書に記載します。また、運用としても、本日こちらの審議会にお諮りしたとおり、目的外利用をすること、定額給付金から他の業務で利用することは一切考えていません。
会長	他にございますか。
委員	諮問事項が、定額給付金の項目を入力ということですが、2月1日現在の住所を確定した人の入力ですが、確定した人のデータは後々どうするのですか。
定額給付金対策担当課長	先ほども少し触れさせていただきましたが、まず2月1日現在で住民登録のある方を1度そこで押さえて、その後さらに住所異動で、例えば転出をされた方については、転出先にその書類をお送りするようにしますので、そういった異動データも把握します。 それから、例えば2月1日現在時点ではまだ出生届が出ていない、転入届が出ていない、ただ法定の2週間という期間の中で、後日届出があって、2月1日現在、その異動日の当日が2月1日の基準日に該当する方については、後日リストとして補充していく形で処理していきます。
委員	ということは、後々入力するということですか。
定額給付金対策担当課長	入力というか、区民課の住民基本台帳の2月以降の異動データも、発送する前に全部ピックアップをして、最終的な対象者のデータを固めていく作業をしていく予定です。
委員	高齢者の数をきちんと掴んでいると思うのですが、お年寄りには大きな活字を使って、2種類ぐらいの案内は出来ないのでしょうか。コスト的に相当違うのでしょうか。
定額給付金対策担当課長	印刷として別にするのは、予定していません。短い期間の中で、できるだけ早く区民の皆様にお送りしたいということもありますので、ご高齢の方への案内等での配慮については、先ほどご意見がありましたが、できるだけ大きな文字で、見易い案内の工夫に努めていきたいと考えています。
委員	いまの印刷技術からいうと、時間はそんなにかからないと思うのですが、

	次に意見です。申請主義というのは、権利の上に眠る者は保護されないということです。しかし、この定額給付金は、政府としては国民一人ひとりに使っていただく趣旨なわけです。そういうことから言えば、申請漏れになった人に可能な限りの手立てを尽くして、救済していくという杉並区のヒューマニズムに則った基本的な姿勢が、問われるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。
定額給付金対策担当課長	住所の要件、対象者としての要件というのは、何処かで基準を作っていかなければいけませんので、その要件にかなった方については、先ほど申し上げましたように、後日一定の時期に勸奨をしますので、そういった方策を講じて、最後まで申請漏れのない対応を考えていきたいと思っています。
委員	情報を知っている方は提供してくださいというのが温かいやり方だと思うのです。住所不確定の方で、こういう方がありましたら区のほうへお知らせくださいというような手立てを尽くしてあげれば、要綱ですから自由裁量の余地があるわけですから、その要綱にこだわらず、自主判断、自主決断で、そういう方法をやっていただきたいと思います。
会長	他にございますか。ございませんようですので、報告 30 号については報告を受けたことにします。諮問第 54 号から諮問第 61 号までを決定とします。 次は報告 31 号から報告 36 号について説明をお願いします。
<b>報告第 3 1 号、報告第 3 2 号、報告第 3 3 号、報告第 3 4 号、報告第 3 5 号、報告第 3 6 号</b>	
法規担当課長	報告第 3 1 号から報告第 3 6 号まで説明する。
会長	ご意見、ご質問はございますか。
委員	住基カードには、写真が有るものと無いものがありますが、写真の有るほうを受けたとすると、4 月 20 日からは記録の項目に入りますか。
区民課調整担当係長	30 ページにある個人情報登録票で申し上げますと、個人情報の記録の内容の住民記録等の情報ということで、「住基カード交付状況」というものがあります。個人情報の内容ということで、ここに包括的に載せています。
会長	他にございますか。
委員	今のご質問に関係があるのですが、カードに写真が貼られますが、あれは個人情報です。それは記録されるほうが適正な取扱いではないかと思うのですが、書かない理由が何かあるのですか。
区民課調整担当係長	前回、第 4 回の個人情報審議会で、「住基カードの点字エンボス加工の外部委託」についてご諮問申し上げたときに、個人情報登録票の中の「心身等の状況」の所に顔写真が入っているので、業務としてはすでに登録済みということで、今回は追加ということでは出していません。
会長	他にございますか。特になければ、報告第 31 号から報告第 36 号については報告を受けたことにします。
<b>一般報告</b>	
区民課長	一般報告について説明する。

会長	ご質問、ご意見はございますか。
委員	質問です。非通知希望者の処理ですが、職権削除扱いにすると以前に言っていました。横浜市がそうしていたので、杉並区もそれを踏襲したのだと思います。そのときに職権削除といっても本来の意味の職権削除と区別は付くのかというのが、その当時議会などで質問が出されたと思うのですが、今回は非通知の申し出の方だけを、本来の職権削除以外の方を消すという形になるのだと思いますが、それは確実にできたのですか。それともそうでないとするならば、非通知申出の方は、どういう形で区別をしていたのでしょうか。
区民課調整担当係長	今回の本人確認情報の送信ですが、非通知申出者と、それ以外の方を分けなくて、更新データをすべて送信しているの、区別できるか否かの技術的な問題は生じていません。 この間、横浜方式での実現を目指してきたわけですが、実際に送信に至らなかったわけで、送信すべきファイルは形成していませんので、そういった意味の区別はやっていません。
委員	そうしますと、横浜方式のように職権削除といったようなフラグを立てていた訳ではないのですか、どのようにして区別していたのですか。
区民課調整担当係長	住基ネット段階的参加情報処理システムという、既存の住基システムとは別のシステムをもって、その中に最終的には8万3,000余の方々のデータを、この方々は非通知申出の方だという形で管理をしていました。転出すれば落としたりという形で管理をしていました。このシステムを停止するとともに、このデータを消去したということで、既存の住基システムとは別のシステムの形で管理をしていました。
委員	なるほど、職権削除という仕組みは使わなかったのですか。
区民課調整担当係長	職権削除という考え方ではなくて、別のシステムの中で管理をして、そのシステムのデータを全部消すということと、システムを停止したということです。
委員	わかりました。
会長	他にございますか。
委員	私もカードを作りました。その時なのですが、受付に2人しかいなくて、結構問い合わせされていて大変そうでした。年輩の人が2人でした。 あと待っている場所と発行場所が離れているので、その間にいなくなる人が結構いて、「863番の人はどこですか」みたいな事をやたらとやっていました。作るだけではなくていろいろなことを質問している人もいたので、あそこの業務をもう少しまい事されたほうが良いのではないかと思います。
区民課調整担当係長	はい。
会長	他にございませんか。それでは、只今の住基ネットの運用状況についての報告は受けたことにします。15分間休憩を取って、3時40分から再開します。
	(休憩)
会長	再開します。報告27号と諮問48号が同じですので、説明をお願いします。

	す。
<b>報告第 27号、諮問第 48号</b>	
情報システム課長	報告第 27号、諮問第 48号について説明する。
会長	ご質問、ご意見はございますか。
委員	<p>今回 DV 被害者が加わっていますが、DV 被害者の住所という個人情報については、非常に慎重な取り扱いがなされており、杉並区では、国が方針を示すよりも早く、本人の同意なしには開示しない、たとえ元夫であっても開示しないという取り扱いがなされています。</p> <p>その点から考えますと、今回効果として、事務処理時間が少なくなるということで、確かに税金の使い道としては減るのかもしれませんが、それと天秤に掛けたときに、DV 被害者の住所、しかも DV 被害者であるという属性が伴っていく訳ですから、どこかにまた動いていくということに対して、私は非常に危惧します。</p> <p>もちろん情報が漏洩するとは思いませんが、よそに行くことで、もともと注意しなければいけないのだということがだんだん薄れて来るのです。実際に山口の裁判所であったのです。DV 被害者が裁判をやった時に、役所だったら、この人の情報を出してはいけないのだと思うのですが、裁判所の人はそのままで気が付かないから、結局そのルートから漏れてしまって、夫に住所が知れることで大変な事になったのです。</p> <p>そういう事を考えると、今回これだけの効果があると言っているけれども、その事と DV 被害者、そして犯罪被害者もそうではないかと思いますが、その方の個人情報をこういう形で外に出していくと、比較考量した場合には、私はこれはやめるべきだと。つまり、個人情報の重さを考えた場合には、これは決して勧められないと思います。どうでしょうか。</p>
住宅課長	<p>この件に関しましては、区の借り上げた住宅を提供するという事で、最低限、杉並区にいらっしゃった方ということでない、適用出来ないのです。他区の方に対するものではなくて、杉並区のものということですので、住所要件がどうしても必要だと考えています。ただ、この情報を行政の外に出すことはありません。借り上げアパートですが、家主さんにそういう個人情報を渡すことはありませんので、私どもできちんと管理しまして、そうした情報が外に出ないように留意していきたいと考えています。</p>
委員	<p>しかし、システムに入れるわけです。件数も少ないわけですから、このくらいだったら紙ベースでやっておけば、紙ベースのほうが万が一を考えたときに被害が少ないのではないですか。</p>
住宅課長	<p>私どもで使っている電算システムは、住宅課の中だけでしか使えないという仕組みです。従いまして、扱う情報にアクセスできる人間というのは、住宅課の中で担当している職員ということになりますので、それを扱う職員の数が非常に限られているというところで、安全は確保されていると考えています。</p>
会長	他にございますか。
委員	<p>参考のために聞かせていただきたいのですが、9 ページの 29 に「利用期間」というのがあるのですが、どのくらいの期間入れてもらっているの</p>

	すか。
住宅課長	利用期間ですが、従来高齢者について基本は6か月にしていて、その後必要に応じて更新をする仕組みにしていました。4月以降は、ここに該当される方についての現在の考え方ですが、1年で切って、1年ごとに入居資格を審査して、継続の許可をすることを考えています。
委員	8ページの「住民記録等の情報」の中に「印影」とありますが、ここで印影が必要な理由と、ここで言っている印影とはどのようなものを指しているのですか。
住宅課長	保証人あるいは身元引受人ということです。緊急の場合にどうしても連絡先が必要であるということで、最低限そうした方の情報が必要だという判断です。
委員	印影は何で必要なのですか。
住宅課長	ご本人に部屋をお貸しする時に、鍵をお渡しするわけです。鍵を渡してそこを使用していただくということですので、その確認のために印を押していただく。鍵をお渡ししましたよという確認をするために印を押していただきますので、それで印影が出て来ます。受領印という事です。
委員	もう1つは、「社会活動等の情報」の欄に、資格状況を入れているのですが、これは何のために必要なのですか。
住宅課長	「資格状況」については、限られた資源を提供するという事で、基準を設けています。そういう基準に合致しているかどうかについては、「資格状況」として、私どもで把握する必要があるということです。
会長	「入居資格確認資料」ではないですか。
住宅課長	失礼しました。高齢者住宅にワーデン（生活協力員）の方が入っていて、その方についてはそこに入るには資格が必要で、そのために資格要件として資格状況を確認しているということです。
委員	今回対象者を拡大していただきまして、従前よりの特例を今回は正式にという形ですので、かなり増えた訳です。それであって業務の名称が「高齢者住宅借り上げアパートの提供に関する業務」ということで、名称がわかりにくいのが正直なところです。例えば「高齢者住宅等」とか、「借り上げアパートの提供」とか、すっきりしたほうが、後々何かの間違いとか、混乱が起こりづらいのではないかと感じる場所なのですが、その辺はいかがでしょう。
住宅課長	区民の方にPRする時等には、趣旨に沿って分かりやすい名称を考えていきたいと思います。
会長	他にございますか。
委員	質問です。パソコンでやるのだと思うのですが、こういうものの類似のケースとして、ほかの市で情報漏洩が起きるのは、職員が自分の関心を満足させるために、USBのメモリーで93世帯のデータを抜き取って、自分で持つ。場合によると、自宅のパソコンでそれを保管する。それがWinnyで流れて大騒ぎになる。そのようなケースが比較的多いと思います。さっきから見ていると、そのケースに合うなと感ずるのです。 ポイントは、従事する職員が、USBのメモリーのような電子記録媒体に、

	<p>管理職あるいは監督者の目を盗んで抜き取る可能性があるのと、大変なことになるのですが、そこら辺のことをしないようにするために事務運営のあり方というのはどうなっているのでしょうか。</p>
情報システム課長	<p>杉並区では全庁セキュリティーのマネジメントシステムがあり、完全にログを取っています。あるいは USB で持ち出すときには、持ち出し用のキーを差し込まないと、データが抜き出せないようになっています。したがって、管理監督者のほうで職員が勝手に USB で個人の自宅に持ち帰ることのないように徹底しています。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>参考までにお聞きします。借り上げ住宅戸数が 93 戸ありますが、広さはどのくらいなのですか。</p>
住宅課長	<p>ほとんどが 1K で、1 室が中心です。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>先ほどのことで、どうも納得がいかないのですが、例えば、これに限らずですが、1 つのソフトウェアの中に入れるかと思うのですが、そういう形にするのではなくて、この場合だと私がこだわっている DV の方ですと、「入居資格」とかに当たると思うのです。このデータだけを別ファイルにする。つまり、1 本の中で管理すれば、全部わかって見易いから、業務が楽だというのは分かるのですが、それをわざと 2 つにファイルを分けておいて、ファイルとファイルを結合するのは簡単なことです。</p> <p>簡単に言うなら、A のファイルには 93 枚のカードに番号を振っておいて、B のファイルにも番号を振っておいて、それを突合せれば、同じものだとわかります。全体を見ようとすれば両方を見なければいけないので面倒なのだけれども、その代わりに、万が一ファイルが漏れたときとか、誰かが見たときにも、その被害を最小限に食い止めることができる。</p> <p>これは何とか技術と言うらしいのですが、かなり一般的にやられているようで、例えばシステムなどと言うと、カナダなどでは非常に進んでいると聞いたことがあります。</p> <p>先ほど持ち出せないようにしているとおっしゃっていましたが、私も職員の方に何らかの間違があるとは思わないけれども、故意、過失は置くとして、それでも世の中で常々起きているわけです。その時に最大限のリスクヘッジを掛けておくということは考えて良いと思いますし、その一手間が何かの時に非常に役に立つ訳です。そういった形でシステムを作ること考える余地はないのでしょうか。</p>
情報システム課長	<p>システムの出来るか出来ないかということであれば、可能ですが、情報のリスクをどう見るかでございます。個人情報の一元管理を徹底するというのも、1 つの手段です。個人情報を複数に分けることのデメリットもあります。情報セキュリティーの面で分散管理がベストの方策かというのと、そうとも限らないと思います。あとは所管の判断になりますが、システム的な面、リスクの面でも、妥当かというのと、決して妥当だとは考えておりません。</p>
委員	<p>つまりファイルが 3 つできるわけです。だけれども、全部流れるのでは</p>

	<p>なくて、そのうちの A ファイルだけ、もしくは B ファイルだけ、もしくは突合せのキーになるとする C ファイル、その 1 つだったら意味をなさないので、ようになっていけば、3 つが同時に漏れることはあまり考えられないので、そういう形でリスクヘッジを噛ましていくことはできるのではないかと思います。私の言っている方法のほうが、きっとリスクは低くなりますよ。違いますか。</p>
区長室長	<p>いま 委員からありました DV 被害者が知ってほしくないことを知られることの不安は、非常によくわかります。それで、いまのお話のファイルの持ち方がありました。住宅課の外に漏れない仕組みの中でやっているわけです。それから、先ほど印鑑という話がありましたが、それについても、最近では申請書類は印鑑不要ということがよくあるのですが、それもそのことに対する確実なもの、限りなく契約に近いことから印鑑を求めています。</p> <p>その他様々な DV 被害者の情報を外に漏らさないということの意識が最も大事で、そのことは住宅課の職員もきちんと理解しております。今のはご意見として、この場での諮問事項ではありませんので、さらに DV 被害者が危険に晒されないことの意識啓発も含めて、今後どういう対応が最も相応しいのかは、きちんと考えていかなければいけないということで、ご意見として受け止めたいと思います。</p>
会長	他にございますか。
委員	1 年ごとで更新していくということですが、住民票を移すのですか。
情報システム課長	DV の関係に関しては、特に住民票を移すことではありません。
委員	移転しないわけですね。
情報システム課長	はい。そのままの状態です。
委員	住民票を取っても従前のものしか出ないということですね。
委員	DV の事案はほかの事案と違うので、意識啓発もされながら、内規でも作って徹底を図ることをお願いしたいと思います。
会長	今まで出たご意見を十二分に加味して、良いシステムを作ってください。報告第 27 号は受けたことにします。諮問第 48 号は決定とします。次に報告 28 号、諮問 49 号、諮問 50 号について、説明をお願いします。
<b>報告第 28 号、諮問第 49 号、諮問第 50 号</b>	
情報システム課長	報告第 28 号、諮問第 49 号、諮問第 50 号について説明する。
会長	ご質問、ご意見はございますか。
委員	13 ページの 8 で、「利用案内送付可否」とあるのですが、これはどういうことなのでしょうか。
まちづくり推進課長	こちらの利用案内は、これからいろいろな利用者の方にお使いいただきます。今後、角川庭園自体でいろいろなイベントを委託先に企画してもらう予定ですので、そのようなイベント案内をご利用していただいた方々にご案内しようということで、利用案内の送付の可否を記録しようというものです。
委員	「可否」とありますから、「否」もあるわけですが、どういうところには送らないのですか。

まちづくり推進課長	ご希望にならない方には送らないこととなります。
委員	そうすると、この人は希望しないということが事前にわかるから送らないということですね。
まちづくり推進課長	はい。
委員	1回送って、これはもう要らないですという人という意味ですか。
まちづくり推進課長	そこまで細かくは決めていませんが、1度お送りして、これ以上送らないでくれという事であれば、それ以降は送らないことにします。今考えられるのは、最初にお申し込みいただく時には、基本的にはご案内をお送りさせていただこうと思っていますので、それで要らないという事であれば、否が入れば送らないということです。
会長	他にございますか。特にないようですので、報告28号は受けたことにします。諮問49号、諮問50号は決定とします。次に報告29号、諮問51号から諮問53号について、説明をお願いします。
<b>報告第29号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号</b>	
情報システム課長	報告第29号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号について説明する。
会長	ご意見、ご質問はありますか。
委員	15ページに「氏名、住所、性別、生年月日、電話番号」とあるのですが、黙秘権を使われたらどうにもならないと思うのですが、それへの対応策は用意されているのですか。
ごみ減量担当課長	免許証の提示等を求めるわけですが、そこで黙秘権等を使われる場合があるので、私どもで車両の状況等から所有者等を調べ、そこから当たっていくということです。
委員	1,630件あったということですが、実際に効果があったのはどのくらいでしょうか。
ごみ減量担当課長	持ち去り行為が発見された件数ですが、これについては注意することによって、その場では取りやめたと報告を受けています。
委員	繰り返す人はいるのですか。
ごみ減量担当課長	繰り返して持ち去り行為をやっております。
会長	他にございますか。
委員	私は議会でこのことを聞きましたところ、車でたくさん持っていくアパッチだけではなくて、ホームレスの方が雑誌や新聞ではなくて書籍を回収して、磨き直して、区内の古本屋に売ること、生活の糧にしているわけですが、そういった方も対象にすると聞いていますが、まずそこを確認します。
ごみ減量担当課長	条例の趣旨から言えば、持ち去り行為をした者がホームレスであっても対象にしていくということです。
委員	今回は最終的には刑罰を科していくということですから、厳格な本人確認が必要だと考えます。ホームレスの方は住所がありませんが、どのように本人確認を行うのでしょうか。
ごみ減量担当課長	慎重に対応していく必要があると思います。運転免許証をお持ちではな

	い方がいますので、いろいろな手を使って、氏名不詳の場合でも告発できますが、証拠能力が十分に保てるように写真等も撮らせてもらって、やっていきたいと考えています。
委員	ここは重要な要件です。つまり本人特定ということは、個人の情報を本人の意思に反して収集することになりますので、今のような「なるべく手を尽くして」ではなくて、十分に想定できる場面ですし、そういう方も対象にすると答弁しているわけですから、もう少しきちんと答えてください。
ごみ減量担当課長	今申しあげましたように、写真等を撮らせていただきまして、同じ者が最低 3 回行為を繰り返した場合に、警察に告発し、最終的には裁判所で罰金を科していくということで、慎重に対応していきたいと考えています。
委員	慎重はわかるのですが、どうやって本人を特定するのですかということです。写真を撮ることで確実に本人を特定できるのですか。
ごみ減量担当課長	持ち去り行為を行った現場を写真に撮り、それを禁止命令書に添付し、次回同じ者が行為を行った場合、それを確認して、告発をしたいと考えています。
委員	私が聞いていることに端的に答えていただければいいのですが、写真を見ることで、この人がこの人だということが、どのような論理もしくは技術によって、確実にご本人だと同定できるのか。慎重はもちろんなのですが、その技術的なことを教えてください。
ごみ減量担当課長	当然本人から住所、氏名等を聴取しまして確認していきます。それともう 1 つは写真を添付して、前の行為と現在やった状況を確認して、それで同一人物ということ特定していくということです。
委員	住所はないのですよ。先ほどの定額給付金ではないですが、あなたたちが認めないので。それでは、車両番号を取得する形でも特定していくのだと思うのですが、自転車の場合には、どのようにしてその車両を特定できるのですか。もしくは今回はそれは必要ないのですか。
ごみ減量担当課長	車両の場合は自転車の登録番号等がありますので、そちらで調べていけると考えています。
委員	自転車の登録番号というのは必ずあるのですか。
ごみ減量担当課長	全てではありません。
委員	そうですね。そうすると、住所はない、自転車の登録もないとなると、写真だけ。そして、そういう方はしばしば仮名を名乗っているのです。もちろん仮名で一致しているので、私もその仮名でずっとお付き合いしているのだけでも。どうやって特定できるのですか。
ごみ減量担当課長	その方の生活の本拠になる所を特定していくことが必要になってきますので、やり取りの中でそういった状況を確認していくということです。
委員	生活の本拠ということはその方の住所地と考えてもいいと思いますが、これ以上やっても出てきませんので、とりあえずこれで終わります。
会長	他にございますか。
委員	3 回以上やれば警察に告発するわけです。写真も撮ってあると。もし裁判にかけるなら住所不定でもいいのです。名前がわからなければ、写真を付けて、この男だということで、できないわけではないのです。ただ、すぐに

	捕まらないだけで、警察がゆっくり調査して、写真と合っていれば捕まえる形になるのです。そういうことで、警告を発しているのは良いと思います。今言ったような方法で、無罪放免になるわけではない、ということですよ。
ごみ減量担当課長	今お話がありましたように、私どもの方では告発という法律行為をやっていくわけですので、慎重に手続きを踏んで実行していきたいと考えています。
会長	他にございますか。
委員	この記録の項目の中ですが、現場を想定してみると、車があって、持ち去り行為を発見して、この辺の記録の内容を速やかに掌握するには、1つは車検証を見せてもらうことではないかと。現行犯ですから、向こうも出すといったときに、私も他の人でもと思いますが、車両番号は変えることもできますし、持ち主も変わることがありますが、車体番号はそうそう変えられないものです。他の犯罪行為についても、そこから犯人が特定されることがたまにあります。先ほど言ったような、車検証を見せていただく流れになるのかなと思った時には、そこをしっかりと押さえていただく事が、今後有効性がさらに確実なものとなると考えますが、その辺はいかがですか。
ごみ減量担当課長	今ご提案いただきました内容につきましては、貴重な資料になるかと思っております。そういった車検証の提示などを求めても拒否する場合があります。それで車両番号を最低限取得できれば、私どものほうで陸運支局に確認して、所有者の特定が出来ます。そこから法人であるとか、そういった状況も確認出来るということで、車両番号とさせていただきます。
会長	他にございますか。
委員	諮問第 51 号、諮問第 52 号、諮問第 53 号については反対します。
会長	報告第 29 号については受けたものとします。諮問第 51 号から諮問第 53 号については、反対 1 名で決定とします。いままでご審議いただいた諮問事項について答申していきたいと思いますが、事務局のほうから答申文をお願いします。
	(答申文配付)
会長	ただ今お配りした答申文をご検討いただきます。この内容でよろしゅうございますか。
	(異議なし)
会長	それでは答申文を区長室長にお渡しします。
	(答申文手交)
会長	本日の議題は以上ですが、事務局から何かございますか。
法規担当課長	次回の日程です。次回は 5 月 29 日(金)の午後 2 時を予定しています。会場は第 4 会議室です。よろしく申し上げます。
会長	以上で第 5 回の審議会を終了します。ありがとうございました。